

(様式第1号)

平成26年度 第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成27年3月31日(火) 14:45~16:45
場 所	あしや市民活動センター 会議室C・D
出 席 者	委員長 寺見 陽子 副委員長 麻木 邦子 委員 大方 美香 委員 有馬 直美 委員 安里 知陽  事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部こども政策課長 宮本 雅代 こども・健康部主幹, 学校教育部主幹 中塚 景子 こども・健康部こども政策課係長 田中 孝之 こども・健康部こども政策課主査 阿南 尚子 こども・健康部こども政策課主査 津村 直行 こども・健康部こども政策課主査, 学校教育部学校教育課主査 山中 朱美 こども・健康部こども政策課主事 井村 元泰
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶 委嘱状交付
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 小規模保育事業所開設までのスケジュールについて
- (2) 小規模保育事業者の選定基準について
- (3) 認定こども園の選定基準について

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 小規模保育事業所開設までのスケジュール(案)
- 資料2 事業者の募集及び選定について(案)
- 資料2-2 小規模保育事業者選定基準(案)
- 資料2-3 小規模保育事業者選考基準表

資料3 認定こども園事業者選定基準（案）

資料4 待機児童分布図

### 3 審議経過

#### <開会>

(1) 開会の挨拶 委嘱状交付

【事務局から開会の挨拶】

(2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(3) 資料の確認

【事務局より資料確認】

#### <議事>

(1) 小規模型保育事業所開設までのスケジュールについて

(委員長) それでは、議題1の「小規模型保育事業所開設までのスケジュール」についてご説明をよろしく申し上げます。

(事務局津村) 資料の順番が前後しながら説明することをお許しいただきたいと思います。資料4は0～2歳の待機児童がどう分布しているかをお示しさせていただいているものです。そして、現在できる限り早期に待機児童の解消を目指したいということからスケジュールを少し整理してみたものが資料1です。新年度に入り、5月1日の公募で今回の事業者の募集をスタートさせていただきたいと思います。申込用紙の配布につきましては1か月近く時間を設け、実際の受付は6月の3日～5日を予定したいと考えています。そして、書類の整理をした上で本委員会でも6月下旬に事業者の選考をお願いしたいと考えています。このスケジュールで10月1日の開設が可能なのではないかと考えています。募集の関係については資料2をご覧ください。基本的には10月1日に開所という事、今回の募集については3施設を公募する事、応募条件等につきましては昨年の募集に合わせた条件で公募したいと考えています。小規模保育事業所の開設につきましては、今申し上げたスケジュールでいきたいと考えております。

(委員長) ありがとうございます。

(2) 小規模保育事業者の選定基準について

(委員長) それでは議題2「小規模保育事業者の選定基準について」ご説明よろしく申し上げます。

(事務局津村) 前回、採点しにくいとご指摘を受けまして、今回は基準そのものを見直してご提案をさせていただきました。お手元の資料2-3が前回の基準表です。左端から評価分類・評価項目、そして配点というふうに、評価項目毎に配点しておりました。これが非常に採点し難いご指摘をいただきましたので、その部分を変更させていただきました。

資料2-2をご覧ください。選定項目とその横に区分、審査・評価項目という形で作りました。そして前回に評価項目にあがっていた項目を一部改善し、主な着眼点として区分ごとに分けました。例えばいちばん最初のところであれば、事業者の状況についてはトータルとして配点が10ですが、事業所の概要等のところでその着眼点全体を確認し、5点の中で何点を付けるかという形に変更させていただきました。次に、資料2-3の裏面、ここに特記事項として特色のある取組等について回答していただいていたのですが、記載の有無で6点という配点は大きいというご指摘をいただきましたので、これもそれぞれの項目の中で見ていただけるように改善しました。次に、資料の2-2の3ページでは提案内容として、これまでの子ども・子育て会議等からいただいた意見を勘案して、同じような施設があればこういう事業者を優先していくということに記載したものでございます。なお、この内容については書面で確認できる内容ですので、あらかじめ事務局で確認し、採点に加えていきたいと考えております。次に、前回の中では危機管理のマニュアルはあるかという問いかけがありました。マニュアルがあればマルというよりも、どういう形で考えられているのかを確認することとしました。その考えている内容を確認し、それがマニュアル化されているのであれば一定評価ができるし、そうでなければマニュアルも作っていただくことになるであろうと考えています。それぞれのところでどう考えているか確認できることを着眼点として修正をさせていただきました。それに加えて、小規模保育事業の特性であるがゆえに認定こども園とはまた違った項目が必要ではないかと考えており、右の主な着眼点等の下線部分につきましては、小規模保育利用の選定基準のみに記載をさせていただいた内容となっております。

(委員長) 何かご質問ございませんか。特にないようでしたら、次の議題をお願い致します。

### (3) 認定こども園の事業者の選定基準について

(事務局田中) 来年度認定こども園の公募を行うにあたりまして、その選定基準をご協議いただきたいと思います。資料3をご覧ください。基本的なスタイルは先程の議題の資料2-2の小規模保育事業者の選定基準と共通になっております。合計点については150点満点としております。なお、小規模と評価が異なる項目については下線を引いておりますので、下線部分を中心に説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「法人の状況」という項目の、「法人が運営する施設に係る法人の自己評価・外部評価の取組について」という審査・評価項目です。これについては、学校法人や社会福祉法人であれば、幼稚園又は保育所運営の実績もあると想定されますので、自己評価・外部評価への考え方や具体的な取組を審査するものです。また、主な着眼点での「幼児教育・」については、3歳以上の1号・2号認定子どもへの教育について審査いただきたいと思います。その下の、「監査状況」という審査・評価項目については、着眼点の下線部も含め、運営実績がある法人については、法人本体や、運営している施設への監査等指摘事項があった際にどのように対応したかを確認するものです。次に、「園の組織・体制」という項目の、「1号認定子どもの選考方法」という審査・

評価項目です。着眼点の下線部も含め、保育を必要とする子どもについては市で利用調整を行います。1号認定子どもについては事業者が選考しますので、利用定員を超過する際に、正当な理由で選考を行う考えがあるのかを審査いただきたいと思います。次に、この頁の一番下の「履歴書（園長予定者）」という審査・評価項目です。幼保連携型認定こども園では、園長を必ず配置していただく必要がございますので、その予定者の経歴などを審査いただくものです。幼保連携型認定こども園長の資格は「教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です。ただし、これと同等の資質を有する者も認められます。

2ページに移ります。ページ中ほどの「園の運営」という項目の、「認定こども園として特に配慮する点」という審査・評価項目です。これについては、着眼点の下線部も含め、在園時間・登園日数の多様性を踏まえた園児の交流や、保護者の生活形態の違いを踏まえた子育て支援等、認定こども園として特に配慮すべき事項を審査いただくものです。

3ページに移ります。「給食提供の考え方」という審査・評価項目です。これについては1号・2号・3号認定子どもが生活する認定こども園の特性を踏まえどのような考え方を持っているのか審査いただくものです。健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向けその基礎を培うことができるかを、主な着眼点の「食育計画があるか」「給食は自園調理か」などで審査いただきたく思います。次に、「子育て支援事業」という審査・評価項目です。認定こども園では、子育て支援事業として、在園児だけでなく子育て相談等地域に開かれた事業を行うこととなりますので、どのような事業が考えられているかを審査いただくものです。主な着眼点として「子育て支援事業が具体的に考えられているか」を記載していることもあわせて、事業者が地域との関わりをどのように考えているかを審査いただければと思います。次に、「その他配慮する取組や提案」のうち「小学校との連携等」「交通安全対策」並びに「施設整備計画」という審査・評価項目です。小学校との連携は、乳幼児期にふさわしい生活基盤を培うとともに児童の交流を通じ、職員同士の交流を行うことで質の向上も図られることから配慮すべき取組と考えております。また、交通安全対策については、車・自転車での登降園が想定されるので、駐車・駐輪スペース等具体的な地域への対応をどのように考えられているかを審査いただきたいと思います。施設整備計画については、整備・運営における各段階での安全対策だけでなく、住民説明等も含め、近隣住民との調和をどのように考えているのかを審査いただきたいと思います。

4ページに移ります。このページと次の5ページは、一時審査を通過した法人に対する二次審査としての実地調査です。調査においては、事業者書類やマニュアル関係をご準備いただくなど事業者からの協力のもとで進める必要があると思います。実地調査していただく委員は2名程度が適当ではないかと考えています。実地調査に行っていただく委員がどなたかも含め、今後選定基準など詳細を詰めていく中で皆様でご協議いただければと思います。評価項目としましては、6つの評価項目に分けており、100点満点としています。1つ目が指導計画・保育環境・食育についてです。指導計画・職員会議の記録・献立表など、主に教育・保育のソフト部分の調査を想定しています。2つ目が健康管理・安全対策・危機管理体制についてです。各種マニュアルや計画の整備、

また、避難訓練の実施記録など実地での調査を想定しています。3つ目が支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応です。ここでは、個別計画や関係機関との連携体制などをご確認いただくことを想定しています。4つ目が在園児の保護者への育児支援です。入園のしおり等を通じて教育・保育方針を周知しているか、園だより・連絡ノート等を通じて保護者への情報提供を行っているか、苦情解決窓口の周知等対応が図れているかを確認いただくことを想定しています。5つ目が地域の子育て支援、地域との連携です。地域の子育て支援や地域との連携についての取組をご確認いただくことを想定しています。6つ目が人材育成・園長のリーダーシップです。研修記録や職員への助言指導等質の向上への取組をご確認いただくことを想定しています。基本的には第一次審査では、書面と面接で適正な運営を期待できる事業者に絞り込みを行い、第二次審査で実際の運営状況を確認いただくことで、より適切な事業者を選定いただきたいと考えています。実地調査については事業者の協力も必要となると想定されることから、忌憚ないご意見や、委員の皆様での活発なご協議をよろしくお願いたします。長くなりましたが、議題3「認定こども園の選定基準について」の説明は以上です。

(委員長) ありがとうございます。今の説明についてご質問ございませんでしょうか。

(安里委員) 社会福祉法人が保育所以外の事業をされているということもあるのでしょうか。

(委員長) はい、あります。介護施設等もされているということです。

(事務局田中) 応募条件としてどの程度制限するのか現在事務局で検討中です。

(安里委員) 実地調査というのは今現在運営している状況を見に行くのですか。

(事務局田中) 前回の小規模保育事業の選定委員会が出たご意見や他市の取組等も踏まえ、実地調査ができたほうが良いと考えています。今後考えていけないといけないのは、一定の制限をかけたとしても、幼稚園しか運営したことがない事業者と、保育所しか運営したことがないという事業者が出てきた時に、どういった基準でそこを比べていけばいいのかという課題は残ってくるのかなと思います。

(安里委員) 応募条件をこれからつけるということですが、例えば芦屋市内、市外、兵庫県内というふうに地域別にも制限するのでしょうか。

(事務局田中) そのように制限をかけて募集がくれば良いと思いますが、広く事業者に声をかけるという意味では、地域を絞るのが良いのかも考えていけないと認識しております。

(委員長) 地域を限定するかどうかというのも重要なところだと思いますし、社会福祉法人で他は運営したことがあるのに、保育関係はまったくない場合や幼稚園運営していても保育所の運営はない場合、他にも学校法人と社会福祉法人という違いがあれば考え方も違うでしょう。そのあたりをどう限定するか、みなさん何かご意見はありますか。

(大方委員) どちらにしても基本的に両方運営しているところはほとんどないとおもっておかなければいけません。

(委員長) ということは限定しないほうが良いと。

(大方委員) 裾野を広くし、保育内容であるとか、芦屋の地域性にマッチングしているか等で選んだ方がよいのではないかと思います。応募してくれるところがたくさんあったら、書類選考で落とすことができますが、選びようがないというのがいちばん困ります。

- (委員長) 兵庫県内に限定するよりも、中国・近畿エリアくらいに広げられたほうが良いと思います。なぜならまだ認定こども園自体を運営したところが少ないでしょうから、手をあげる方が少なくなるかもしれません。
- (有馬委員) 書類審査でまず審査されるということですが、前回の審査の時に思ったのですが、その場で生の声を聞いた方が良い審査と、あらかじめアンケートのような形で書けるものもあったと思います。
- (事務局田中) 資料2の2ページ目いちばん上の行が1ページ目からの続きでございます。第1次審査の審査方法についての記載です。こちらについては、書類審査をしてから事業者面接ではなく、書類審査と事業者の面接を一括して採点いただくことになっております。有馬委員にご指摘いただきましたように、必要な部分は事前に事務局で整理してから、当日皆様にご審査いただけるようにしたいと考えております。
- (有馬委員) 小規模保育事業の項目に園庭の有無はありますか。例えば近隣の公園を代替で使用する場合もあるので選定項目に入れた方が良いと思います。
- (事務局阿南) 応募の条件として、施設内に屋外の遊技場があるという事、無い場合は近隣にそういうスペース・公園のようなところがあればどちらでも良いとなっています。危険なことを回避するために施設内にあることが望ましいという視点もあると思いますので、提案内容の項目の、種別がA型か交通の利便性はいいかという着眼点の中に、施設内にそういった屋外の遊技場が確保されているかという項目を1つ加えるという事を検討します。
- (委員長) 選出するための提出書類の内容に設計図はありますか。
- (事務局田中) 設計図は付けていません。
- (委員長) 設計図は付けたほうが良いと思います。そうすると園庭があるかどうかわかりますし、同時にどういう保育環境になるのか、つまり光が入るか入らないかというのも事前に全部書類審査ができます。北側向きに園舎が建っていたりするととんでもないわけで。まわりの交通機関がどういうところになるのか一応どこに設置するのかを出してもらって、そこにどういう設計図で作るのかというのを、その配置図まで出してもらった方が良いでしょう。
- (事務局田中) 認可に使用する平面図のようなきちんとした設計したものということでしょうか。
- (委員長) そうです。事前に申請書類で出していただかないと、何が建つかわからないのに認可は下せないですね。
- (副委員長) 前は賃貸契約書や平面図・写真等全部見せてもらったので、そういう感じの何かあればよくわかると思うのですが。
- (委員長) それでもいいかもしれませんが、やはり小規模と違って認定こども園の場合はかなりいろいろ設置の基準があったと思います。そしてその基準をきちんと満たしているかどうかある程度こちらが見てわかる書類を出していただかないと判断できません。そうなってきた時に次の委員会のメンバーがこれでいいのかどうかという問題がこれに絡んでくる。このメンバーですするというのは何かで決まっているのですか。
- (事務局三井) 条例です。
- (委員長) もしプラスが可能であれば、もう少し保護者の立場の方を入れたほうが良いのではないかという意見と、それからもしも書類として設計図を出していただくなら、設計技師の方等の設計のわかる方をもう1人専門家として入れたほう

がいいと思います。

(大方委員) どちらかというとも内部を重視した役所関係・行政的な機関の設計をされている方、防災や安全を重要視される方がいいと思います。こういった施設を設計される方はちゃんと設置基準を見れる方が多いです。

(事務局津村) 庁内の関係課に意見を事前に伺うことで対応ができないかと考えています。それともう1点、事前に資料を出していただくことにかかる費用について市は一切責任を負いません。ですから過度な設計図書までを求めた場合に、選考されるのは次のステップへ行けませんが、それ以外の複数の事業者は投資になるので、それをどこまで求めていくかということも考えていく必要があります。ただ簡易な図面であれば充分対応はできると考えていますが、あまり詳細なものまで求めるのは難しいかと思えます。

(副委員長) 審査評価項目を列挙してあるのですが、前回の審査の時に膨大な資料を提供していただいて、そして事業者が来られ、いろいろお話を聞かせていただきました。それで、その資料の量や、お話の内容、お話される方しない方、すごく上手に話される方、上手じゃない方がいました。それによって、判断する時にちゃんとお話していただくところはマルがつくけれども、話し漏れた方についてはどう判断していいかわからないということがありました。該当する項目にはあらかじめ資料に書き込むような方法をすればわかりやすいかと思えます。

(事務局田中) 今回審査選定するにおいてはここに書かせいただいた内容は、一定確認できるような提出書類を公募に合わせて準備していこうと思っております。

(大方委員) 事前に付箋を貼って見えるようにナンバリング処理をして提出してもらえば良いのではないかと思います。それで気になる点を質問するというかたちに。

(委員長) 番号のところをパッと開いたら該当の書類が出てくるというかたちで提出していただくのが良いかと思えます。

(大方委員) 全項目をちゃんと記載してあるということが前提です。抜けている場合は書類不備になるので、その時点で失格事由とすべきです。

(委員長) 評価表には番号を打たれたほうが良いと思います。法人の状況が1, 2が園の組織、という風にしていただいたら、全部の項目がいくつあるかというのが一目でわかるので、細かいことですが、意外に重要だったりすることがあるので、番号を付けたほうが良いと思います。

(大方委員) フォーマットは統一するほうが良いと思います。また、項目の配分は経営について4割くらいで、内容について6割くらいだと思うのですが、例えばいくら内容が良くても経営が赤字である場合や、また逆に経営はすごくいいけれども、内容としては非常によろしくない場合は、トータルの点で見ると、各項目のバランスというのを見るのか最後の議論でもいいのかもわからないですね。

(副委員長) どの程度経理の占める割合があるのでしょうか。

(事務局津村) 認定こども園については基本的に社会福祉法人や学校法人であることから、前回の小規模のような財政が非常に厳しいというケースはあまり見受けられないのではなかろうかと思えます。ただしちゃんとした事業として成り立っていないのであればなりません。

(大方委員) それはある程度税理士の方に見ていただいて、改善の見込みがあるのか、そのあたりを見ていただいたらいいのではないかと思います。学校法人でも大学を含めて今赤字のところはありますし、社会福祉法人も補助金の流用について

厚生省でも指摘を受けているので、本当に適正に補助金を使っているのかという見極めが非常に大事になってくると思います。そのあたりは最終的にはバランスで、会議でどうするか決めればよいと思います。

(有馬委員) これだけは絶対に押さえておかなければいけないというマスト項目は、国基準なのでしょうか。他の点数が良くてもこれは絶対にクリアしておかないといけないマスト項目については配点を多くする等の考慮はしているのですか。

(事務局田中) 認定こども園の場合で説明させていただきますと、有馬委員にご指摘いただいたようなマスト項目というものはないですが、配点のところで加味させていただきました。子ども・子育て会議や説明会等での意見では、保護者の皆様、市民の皆様が期待していることは、教育・保育の中身です。現場の先生からは配慮を要するお子様、支援を要するお子様に対するサポートという意見も出ています。職員の資質向上についても考えております。いろんなライフスタイルのお子さんが通うのがどうかというご意見もあったので、それは指導計画というところでも組み込ませていただきました。これをはずしてはいけないという項目がどれかと言われたらはっきりお答えすることはできないですが、配点のウエイトのところでご理解いただけたらと考えております。

(委員長) 事前に選定する面接は応募して来た方全員されるという意味ですか。

(事務局田中) はい、失格事項等に該当しない、書類が整っている事業者であれば一次面接はします。

(委員長) それは例えばこの委員会がその面接者になるのですか。ある程度条件が合っているかを事務局で選抜されて、その事業者を面接するというのは合理的ではないですか。

(大方委員) それはたぶん難しいと思います。書類が整っていれば、エントリーする権利があるので。

(事務局三井) 幼保連携型認定こども園の実績のある事業者が一番いいのだけれども、まだ運営している事業者が少ない。幼保連携型認定こども園で何年経験があるかで選べたら安心ですが、事業者が少ない中でどこまで広げるのか。内部でも論議はしていますが、できるだけ絞り込みたいとは思いますが、ただ絞り込んだ結果、一者しか応募がなかったという流れで決まった事業者が良いのかどうか。それと地域でも北海道の方にすごくいい事業者がある、そこが応募に来てくれた時に、北海道で何年も運営しているが、関西では初めてという場合、うまく連携していけるのだろうかという問題もあります。そこが今事務局でも悩んでいるところです。みなさんにご意見いただいた中で、エントリーできる範囲をあらかじめ整理するということが1つかなと思います。

(事務局田中) 会の運営に負担をかけないようなかたちで事務局として準備はさせていただきたいと考えております。「選考委員会は3時間でやります、10事業者見てください。」というようなことがないように、例えばどれくらいの事業者が応募してくるのか見込みをつけて、選定委員会を2日にしないといけないとか、1日であれば何時から何時にという常識的な事務局としての対応はさせていただきたいと思っております。

(委員長) 例えば書類審査をこの会議でしてしまって、いくつかに絞ってその人達を面接からにするという方法もアリですか。

(事務局田中) 今日の事務局案として出させていただいているのが資料2ですが、書類審査と面接を一緒にしてくださいという案になっております。認定こども園につい

ては書類審査をして、二次審査で面接をして、三次で実地調査という方法もご  
ざいます。

(安里委員) あくまでも前回の感想という感じなのですが、あまりこういうことには慣れて  
ないなので、書類はもう少し時間をいただけたらなという感想がありました。

(委員長) 個人情報や様々な問題があるので、提出された書類を庁舎外に持ち出すのも  
どうなのかわかりませんが、あらかじめ審査委員の人にある程度見せていただ  
いていた方が、いいのではないかと思いました。そのあたりも検討していただ  
けたらと思います。

(大方委員) 選定は会ってみないとほとんどわからない部分があります。書類がいくら素  
晴らしくても、会ってみれば大抵わかります。書類がまあまあでも、やろうと  
いう思いが伝わってきて、書類に書いてないけれどこういうことをしたのだな  
という事がある。上手い下手っていうのはもちろんありますが、プレゼンとい  
うのが一番大事です。質問の項目は専門的なことを聞かなくても、市民として  
聞く部分を持っていらっしゃればそれで充分だと思います。お金のことは専門  
の方がそれぞれ役割分担がはっきりしていれば、全部が分かるようになる必要も  
ないと思います。

(委員長) 今大方委員が言われたように、保護者の方は保護者の立場から、経理の方は  
経理の立場から重点的に評価する部分を決めていったほうが良いと思います。  
あとの部分はその方々の意見を聞きながら、自分の見た感じと勘案して評価を  
する。そのことから考えた時に、この評価に書かれている内容が私達のメンバ  
ーでカバーできるかどうかの判断が必要だと思います。保育内容に関しては私  
が分かる、経理は私が分かる、保護者の立場は私が分かる、園のPTAのこと、  
職員配置のことというふうに考えた時に、全部カバーできるのかどうかですね。  
必要があれば、建築関係の方を庁内で一応目を付けておいていただくというの  
も1つかなと思います。

(大方委員) 5人全員揃って選考委員なのでしょうか。

(事務局田中) そうです。

(大方委員) 他ではだいたい3人くらいでやることが多いと思います。5人の日程を合わ  
せて行うのはすごく大変なことだと思います。

(委員長) そのあたりも含めて検討し直されますか。

(大方委員) チームを2つに分けることは可能ですか。

(事務局三井) そういう方法はあるかもしれません。それも含めて検討します。

(委員長) 他になければ事務局からその他連絡事項をお願いします。

#### 【事務局より連絡事項】

(委員長) それでは本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。